平成２１年（フ）第３９１号
山形県天童市大字乱川1556番地の33
債務者　佐藤　志信
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０３号
山形市桧町１丁目５番22号
債務者　橋本　信子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０４号
山形市大字漆山2504番地４
債務者　海和　　恵
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６９号
埼玉県草加市新善町430番地17
債務者　萬　　政志（旧姓八木）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５５２号
埼玉県草加市西町923番地　戸塚ハイツＢ―102号
債務者　柳林利恵子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５８９号
埼玉県八潮市大字南川崎８番地１　メゾン・プランドール201
債務者　樋口　裕美（旧姓長谷部）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
千葉県旭市蛇園3206番地３
債務者　橋本　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第９７号
新潟県村上市八日市15番10号
債務者　川口　誠子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第４７号
京都府京丹後市久美浜町平田1001番地
債務者　長砂いずみ
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第９８号
京都府京丹後市峰山町内記247番地の２
債務者　大江　秋美
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第４６号
大分県佐伯市中の島２丁目13番23号　増永コーポ205
債務者　秦　　伝広
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第５０号
大分県佐伯市常盤東町６番30号　佐伯中央病院内、住民票上の住所大分県佐伯市弥生大字尺間2084番地２
債務者　曾我　　操
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第５１号
大分県佐伯市7255番地２　市営女島団地２Ａ―５
債務者　原山希代子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
北海道小樽市桜５丁目18番12号、前住所北海道小樽市若松２丁目４番12号
債務者　堀井　史枝（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２２７号
北海道小樽市緑３丁目17番１号
債務者　石垣　麻衣
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２３４号
北海道小樽市天神１丁目12番５号　コーポモリカワ１号、前住所北海道小樽市住ノ江２丁目１番27号　住ノ江マンション２Ｆ５号
債務者　三國谷　卓
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２３５号
北海道小樽市富岡２丁目12番14号、前住所北海道小樽市高島５丁目９番335号　高島住宅
債務者　杉村正司郎
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２３６号
北海道小樽市新光３丁目３番15号、前住所北海道余市郡余市町黒川町２丁目123番地
債務者　岡本　真純
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部